

神奈川県告示第 号

事業活動温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第550号）の一部を次のように改正し、3の項(1)の改正規定は公表の日から、4の項(2)の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

令和6年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

3の項(1)中「」は、「」の次に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和5年経済産業省令第11号）第1条の規定による改正前の」を加える。

4の項(2)中「とし、」の次に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第272号）による改正前の」を加える。

目 次

○告示

事業活動温暖化対策指針の一部改正（環境農政・脱炭素戦略本部室）